

第6回 秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会 会議録

会議名	第6回秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会	
日時	令和元年 9月27日(金) 10:00~12:08	
場所	秩父市役所4階第3委員会室	
次第	<p>第6回秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会</p> <p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 料金改定率について(設定条件と試算結果)</p> <p>(2) 料金体系の検討について</p> <p>(3) 前回質問事項について</p> <p>4 閉会</p>	
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 資料1「設定条件と算定結果について」 ・ 資料2「給水原価と供給単価」(グラフ) ・ 資料3「ケース④を基本に資金不足を企業債で賄った場合」 ・ 資料4「料金体系について」 ・ 資料5「現行料金体系と改定案における算定料金の比較」 ・ 資料6「第5回審議会における質問事項に対する、シミュレーションについて」 ・ 資料7「経営努力の取り組み状況について」 ・ 資料8「秩父広域における将来の水需要予測」 	
出席者	審議会	※別紙名簿のとおり
	事務局 (組合)	加藤猛(水道局長)、柴岡康夫(次長兼工務課長)、 富田豊彦(次長兼契約検査課長)、田村政雄(技監兼浄水課管理幹)、 古屋敷光芳(経営企画課長)、八木修(経営企画課主幹)、 久古武(経営企画課主幹)、栗島俊(経営企画課主任)
会長	<p>(事務局の司会により、次第のとおり行われる。)</p> <p>(会長から挨拶が行われる。)</p> <p>おはようございます。前回料金の改定に関する様々な資料が出てきまして議論になったところがございますが、本日もより具体的な案を提案いただくことになっておりますのでご審議のほどど</p>	

事務局	<p>うぞよろしく申し上げます。</p> <p>(事務局より配布資料の確認が行われる。)</p> <p>資料の確認が終わりました。それでは、これから会長に議長として進行していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>(会長により議事が進行する。)</p>
会長	<p>はい、それでは議事に入る前に今回の審議会会議録署名人の確認をさせていただきたいと思います。会議録署名人は、富田陽子委員と、浅見勇委員にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。</p> <p>また、今回の審議会につきましては、通知でもお知らせしましたとおり、公開として扱わせていただきたいと思います。</p> <p>また、傍聴者の方につきましては、掲示してあります傍聴要領に従っていただくとともに、会場内における発言等は厳に慎んでいただければ有り難く存じます。ご協力よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、(1) 財政計画(料金改定案)について事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>((1) 財政計画(料金改定案)について説明)</p>
会長	<p>それでは事務局から今説明がございましたけれども、この資料での提案はケースの④で平均的に 17.91%ということでございますけれども、ご意見何かありましたらお願いできたらと思いますけれどもいかがでしょうか。</p>
委員	<p>ちょっと意見というか、もう少し説明してほしいんですが。</p>
会長	<p>はい、質問もお願いします。</p>
委員	<p>よろしいですか。長期前受金戻入、償却見合いの部分の収益化という風にしてあるんですけども、これは補助金等で取得した資産の減価償却費を経費に計上しないということですか。</p>
事務局	<p>そうですね。はい。</p>

委員	収益化という意味がちょっとよく分からないんですけれども。
事務局	この公営企業会計の場合、体質的に補助金をいただいて建設投資をする場合がございます。その場合、後々その資産というのは減価償却を行っていきます。ただ補助金でいただいた部分まで減価償却をしてしまいますと、補助金というのは元々料金原価を下げるためにいただいているものだと思います。その100%のまま、取得した資産のまま減価償却をしてしまいますと、その分がそのまま料金原価に跳ね返ってしまう。ですので補助金対象部分は戻し入れるという形、収入として後年度で戻し入れるということがこの戻入分として扱っているものです。
委員	戻し入れる…。
事務局	まあ収益化と言いましょうか。
委員	減価償却費を計上しないということではないのですか。その年どしの決算で。
事務局	減価償却費は計上しています。
委員	あっ計上するんですか。
事務局	それに対して補助金見合い分を収入として入れていくという考え方なんです。
委員	あっそういうことなんですか。そうすると行って来いみたいな感じになるんですか。
事務局	そうです。
委員	あっそういうことなんですか。
会長	補足いたしますと、ケース①の表を見ていただければ分かると思いますけれども、収益のところ、二つ目のボックスのところ、3条収益的収支と書かれていて、水道事業収益というのが7番目の項目としてあります。それで式というところの16番目のところに「長期前受金戻入」という数字が上がっているんですね。

	<p>これが今説明があったところです。一旦補助金として受けたものを将来にわたって分割で計上しています。ただこれは一切お金は入ってきていない収益という形です。これはもう会計基準がそのようになっておりますので、そうするということになっています。以上補足です。</p>
委員	<p>大体、戻し入れの額というのは減価償却見合いくらいという考えでよろしいんですか。</p>
事務局	<p>補助金の見合いですので…。</p>
委員	<p>そう、補助金で入れた施設の減価償却見合いという風な考えで。</p>
事務局	<p>そうですね。</p>
委員	<p>なるほど。</p>
事務局	<p>その年度の減価償却費の中に補助金で取得した分があるんですけども、その年度の減価償却費イコールにはならないと。補助金をいただかないで当然建設投資した分もありますので。先ほど今会長が言っていた表でも長期前受金戻入の金額と減価償却費の金額がイコールになっていないと思うんですけども、その年度の減価償却費のうち補助金等他会計からいただいているようなお金から取得した建設投資の分が、長期前受金戻入ということに入っているという風にご理解をいただければと思います。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>今の表ですと 18 番目の項目が減価償却費になっていて、14 億くらい上がっていると思うんですけど、それが、長期前受金、要するに補助金をいただいた分というのが 3 億 6 千万円、令和 2 年から上がっていると。</p>
委員	<p>はい。分かりました。あともう一つ質問なんですけど、1 枚目の前提で、5 年毎の料金改定を前提として書いてありますよね。どういう内容の料金改定を前提としているんですか。</p>
事務局	<p>今回、総括原価方式ということで経営に必要な費用、それに対して必要な収益を算定していくという考え方ですね。</p>

<p>会長</p>	<p>考え方として補足いたしますと、5年毎ということは別に5年毎に必ずやるというわけではなくて、5年間の算定期間を設けて算定するんですけど、30年とか40年先まで計算はしておりますので、そのまま何の改定も見込まないとすると、大赤字が出てくるだけになるわけです。そうするとシミュレーションとしては成り立たないので、仮に必ず5年置きのスパンで要領通り計算してみたらどうなるかというのを、後年度については計算してあるということでもよろしいですよ。だから今回見るべきところは料金算定期間の5年分ということになるかと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>そうすると、5年後にまた平均改定率17.91%の改定が来るという計算なんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和3年につきましては17.91%を、その後につきましては、この資料を見ていただきますと、ケース①のこの表ですね、見ていただきますと、令和12年を見ていただきたいと思います。</p> <p>中ほど黄色くマーカーがしてある部分があるかと思います。左見ていただきますと改定率、28番ですかね、こちらケース①で見ていただきますと次が15.57%ですね…ごめんなさい、ケース④で。</p> <p>失礼しました。ケース④で言いますと中ほどの数字、令和12年は17.47%で想定しております。</p>
<p>委員</p>	<p>で令和7年は17.91%と。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p>
<p>委員</p>	<p>要は5年毎に17%くらい何となく上がっていくと。そんなイメージ、前提での収支のグラフという風に考えていいわけですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうですね。ただ、令和17年を見ていただきますと、24.96という数字が出てくると思います。この辺につきましては、やはり減価償却費がこの辺になってくると、建設投資を今やっている兼ね合いもありまして、減価償却費の増加分が料金に跳ね返ってきている状態になっているかなと思います。ですので改定率も比例した状態になっています。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、分かりました。</p>

会長	質問も含めて他よろしいですか。
委員	はい。
事務局	はい、お願いします。
委員	今の長期前受金戻し入れは、今の会計制度は必ずやりますよね。そうするとこれを控除って意味がちょっと良く分からないんだけど、例えばケース②の場合だと、長期前受金戻し入れの欄がゼロになっていますけど、そのことと、この改定率の関係というのは連動しているんですかね。
事務局	長期前受金は戻入を控除してあることになっていまして、通常の総括原価方式で料金算定を行う場合というのは、この長期前受金戻入分は含めない形で料金設定をしていますので、やはり減価償却費丸々を料金原価に入れていくという考え方になります。
委員	資産維持率に関係してくるということですか。
事務局	資産維持率には直接は関係ないです。ですので減価償却分が減額されるか減額されないかという。
委員	資料1の一番最初の説明文の中に、「総括原価を急激に上昇させる影響を緩和するため、長期前受金戻入分を控除する場合を条件設定しました」とあるから、減価償却に見合う資金は残すという考え方ですか。
事務局	ちょっとごめんなさい…。
会長	制度的なことをちょっと補足いたしますと、長期前受金戻入を入れるような会計基準になっていますので、基本的には収入が入っていないけど必ず黒字になる会計になるんですね。戻し入れ分というのは当該年度には現金が入ってきていませんけれども…。
委員	減価償却費も同じことですよ。出てないけども支払った形という。
会長	そうですね。

委員	だからまあ、どっちが多いかというと減価償却費の方が多から、お金自体は残るんでしょうけども。
会長	ここでいうと3億6千万円という数字が令和2年では上がってきているんですけども…。
委員	そうですね、減価償却は14億7千ですか。
会長	<p>そうですね。だから、財務会計上は3億6千万円黒字じゃないと本来は収支均衡していない状態なんですけれども、料金を算定するときにそれを除くということは、その時点では収支が均衡する、3億6千万円は回収しないということですね。14億円の減価償却費を回収するしくみなんですけど、そのうち3億6千万円は補助金でいただいたのでその分は回収しないという計算をしてみたということですね。</p> <p>だから、次に投資をするときに補助金をもらえるかどうか分かりませんので、次に投資するときには、今回補助金でもらった3億6千万円分の累積した金額が手元にはないので資金がどうしても不足するということです。</p>
委員	そうすると、資産維持率を下げたのと同じ考え…。
会長	資産維持率は何パーセントという形で上乘せをしているということですので、現金的には一緒だと思いますね。資産維持率を減らすということは回収する分をそれだけ減らしているのです。
委員	はい。
会長	はい。お願いします。
委員	色々試算していただいているみたいなんですけれども、27年2月から3月にかけての、私、広域化の住民説明会資料を見直したところなんです。それによりますと最後に県に対する要望ということで、「早期に県内水道事業一本化の実現」、「秩父地域の水源を活用した県営用水供給事業の創設」ということで、住民の皆さんに説明いただいたということは、お約束いただいたことだと思いますので、そのお約束についての経過説明をまずお聞きしたい。料金にかかることですのでお願いいたします。

事務局	今の件ですけれども、ちょっと年度は忘れましてけれども、県の生活衛生課の方に市長自ら要望書は提出しております。
委員	というのは秩父市としてですか。広域の管理者として…。
事務局	広域の管理者として、県内水道一本化ということで。はい。
委員	それについて普通、県も回答が出るかと思しますので、それについての回答はいかがなものでしょうか。
事務局	具体的な回答は今のところいただいておりません。一方的に要望書という形で提出いたしました。
委員	<p>というのは、ちょっと県のホームページを見させていただきましたら、現在の料金は 61.78 円という金額で、秩父を除く全市町村に水道水を供給しているということです。最終的に 1 立方あたり 114 円、全県平均ということで秩父よりはかなり安くなる金額で各家庭に送っているということになります。さらに山間地域という特殊性があってもこの 114 円、平均よりはそれほど上がらない金額で皆さんに水道水が届けられるということになりますと… あっすみません、もう一つ付け加えますと、この料金は平成 17 年から改定されていない料金です。近々また 4 年先に八ッ場ダムの償却 3 千 9 百億円、その割賦返済も始まるんですけれども、出来れば上げたくない。このように水道水を安定して供給できるシステムが埼玉県全県に網羅されているわけですね、秩父にはそれが無いと。ということが今のこの悩ましい数字を、こんな膨大な資料で検討しなくてはならない状況に至っていると思いますね。ですから、もっと具体的に交渉していただかないと、ある程度この料金で水道水を供給いただいたら私たちの水道料金はいくらくらいになるんでしょうかという試算も簡単にできると思いますので、そういうこともしないと私たちは住民代表としての責任があるわけです。住民の方が今消費税も 2% 上がり、将来に不安を持っているわけです。それに対して私たちがこのような金額のパーセンテージの値上げを承認するという事は、住民の代表としては出来かねる話なんですね。ですから事務局さんも、このように住民と約束したことはもっと具体的に進めてほしいわけですね。私の知り合いの企業局職員は「おお、聞いてないなあ」という一言で終わっちゃったんですけれど。ですから、その辺を真剣にや</p>

	<p>っていただかないと秩父の水道は、埼玉県一位は当然になってしまふでしょうけども、そのうち日本一と言われちゃう水道事業になってしまうので、その辺事務局の皆さんの心意気を是非お聞きしたいんですね。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今、広域化については全国的に進んでいない状況で、県内もブロック化されているんですけども、秩父地域だけが県から供給を受けていない状況で、県の計画ですと半世紀くらい先に一本化しましょうという計画のようですが、できるだけ早くできるような方策を進めたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>あの50年先というのは全県の一管理者、複数経営体の話だと思うんですね。県水の受給を受けるというのは来年でもできる手法なんですね。その辺やはり私も県の行政機関にいましたので、秩父市さんは非常に熱心にそういう要望事項をいただいたんですね。緑ヶ丘工業団地についても色々要望いただきました。発電事業に関しても秩父市さんから年に何回も来ていただいて要望いただいているわけですね。そういった秩父市さんの熱心さがあるので、水道局も要望書を出しました、それで何も無いんですということをお話するのはではなくて、定期的にお願いに上がってその経過を確認して、先に進めるようなことをやっていただかないと、ここでどんどん水道料金上げます上げますという議論をされても、私は審議委員として住民の皆さんにやっぱ申し訳が立たないので、できればこの68円を入れた試算くらいは出していただいてやるべきじゃないかと思えますね。「県水を受給したらこんなになるんですよ、住民の皆さん」と。そうすれば住民の皆さんが「おれも県水がいい」と秩父の皆さんがそういう気持ちになるようなことをやっぱりやっていかなければならない。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>何かありますでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。</p>

事務局	<p>現在、埼玉県保健医療部の生活衛生課の方に水道局の職員を相互派遣ということでその部署に派遣しております、企業局からも相互派遣の関係で一名広域のほうに来ております。事あるごとに、向こうに行ったついでには顔を出してその話はしているところでもあります。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p>
委員	<p>まあいいんじゃないですか。こういうことが出て来ないということが、前回約束したことが、今回の料金改定についても全然出てこないんですね。ということは答申にも載らないということになっちゃうんで、そのことも含めた提案をしていただかないと。はい。</p>
事務局	<p>前回、委員さんからいただきました秩父市の料金体系をそのまま統一した場合ですとか、そういったシミュレーションをということですよ。最後に、それにつきましてはシミュレーションを作っておりますので、ご報告する予定でございました。</p>
委員	<p>はい、それでね、今回はそれで料金を改定しないで今言った県水を受水するということを実現していけば、安定した水道事業になるんじゃないかというストーリーになるわけですね、それで求めたわけですね。</p>
会長	<p>県水を受給の可能性というのはどうですか。</p>
事務局	<p>そうですね。委員のお話しているような県水を受給というのが最終的な秩父広域の中の、水道の配水についても統一するというのが理想だと思うんですけども、まず地域的な部分の内容で非常に厳しい点がある。秩父地域皆さんご存知の通り山間部であって、県南の方の企業局の水源をこの秩父地域の大滝まで水源を持ってくるという部分の内容が非常に厳しい状況にあると。あと県水さんの方の水需要というのも当然ありますので、余裕があるのか余裕がないのかということもございまして。送られてくる部分の中で、ポンプアップをしないとここまで来ないという実績がある場合は、県水さんの方もやはりどうしても設備投資が必要になってくることになりますので、その辺は先ほどもお話ししているように、できるだけうちの方も早く実現できるような要望をしていくという形の中で、進めたいとは思いますが、今お話し</p>

委員	<p>させていただいたような地域的な部分の問題もあるということは是非ご理解いただければと思うんですけども。</p> <p>それは理解できないんですね。だって別所浄水場を県営浄水場にしてしまえば技術的な問題はゼロなんですね。費用的には、お金を出して管理をする人が企業局になるだけで、技術的な問題は全然ありません。で、大滝まで水を送るかと言った。これは埼玉県でも東秩父や旧神泉村は、やはり簡水は残さざるを得ない状況がありますので、そういった、要するに今の別所浄水場エリア、橋立浄水場エリアを一本化して県営水道でやっていただけという簡単な手法なんですね。単に別所浄水場の特別償却をして、県に無償譲渡すれば、後は県が水を作って給水してくれる。難しい話ではないですよ。</p>
事務局	<p>ですから、最終的に今委員さんがお話ししたような形の譲渡するという事になった場合であっても、じゃあ現在でも1市4町の部分でかかる料金設定になっているわけなんですけれども、今お話ししていた県水の料金の部分まで下げられるのかというのは、この秩父圏域内の水道というブロックで考えた場合には厳しい点というのが出てくるかと思えますので…。</p>
委員	<p>いや、だから試算をしてみないとわからない。高くなるのは当然だと思いますね。秩父市の配水状況、要するに私も元役所の人間だったんですけども、否定することが仕事みたいになっちゃうんですね。こういういい提案を積極的に推進しましょうじゃなくて、秩父の皆さんにこういう試算をしてみたけど、やっぱり県水でも秩父の水道は安くないんだよという結果が出れば、それは選択肢の問題ですから、結果なんですね。何もしないで難しいって否定されちゃうと秩父市の水道に未来がないと言わざるを得ないんですね。</p>
事務局	<p>まあケースとして、そういう内容の中でも試算をしてみたいという要望ということでございますよね。</p>
委員	<p>まあ今回はそこまで出来ていい話だと私は思っていますのでね。ですから、こういったことで前回の住民説明の時に縛りを受けている。でさらにここでその縛りを受けて推進力をアップさせていく必要があるかと思えますので、強くこの辺は発言させていただいているところなんですけどね。</p>

会長	はい、その他にいかがでしょうか。
委員	はい。
会長	お願いします。
委員	<p>今の県営の水道に関しては、やはり政治力でないと解決しないので、特に県との関係ですので、地元の県会議員さんが相当強力に動いてもらわないと事務方だけではとても…。要望書を出すにしろ二人の県会議員がいるんですから、そちらに強力に働きかけて県が動いてくれるような形をとっていかないと。秩父だけこんだけ水源も多くて、しかも一番高い水を秩父の人が飲んでいて。ちょっと住民としては納得できない部分があるし、10年後にはじゃあ本当に県の水道に入れるという、料金が下がるということがこの先々分かれば、今度の改定についても住民の協力は得られると思うんだけど、ちょっと今の時点では…。「なんだ水道料金こんなに上がるんか」という風な一般の住民の感情があると思うので。</p> <p>そうした事から私が思うには、政治力でないと解決しないので、是非とも二人の新井豪県議と岩崎県議にご協力をいただいて、県に強力に働きかけをいただくことが大切かなという風に思います。</p>
会長	どうでしょう。いかがでしょうか。
事務局	その辺については管理者とも相談させていただいて、検討させていただきます。
会長	その他いかがでしょうか。
委員	<p>先ほど県の管理になったら安くなるのでシミュレーションしてみたらというお話ございましたけれど、それはやるべきだと思いますけどね。で本当にそれで安くなる、そっちの方がメリットがあるのだったら、しっかり政治の方にも働きかけて動いてもらう。まずはそのシミュレーションをして数字見ないと始まらないと思うんですね。それはやっぱ、これだけ大変大きく上がる話なので、その辺の可能性っていうのは、色々シミュレーションでちゃんとやらないと我々説明つかないですよ、住民の方に対してね。私</p>

	<p>もそう思います。</p>
会長	<p>その辺りはいかがですか。</p> <p>そもそも存在しないものなわけですよ。それで県水をつなぐということになるとその分の工事費をきちんと試算をしなければいけないと思うんですけども、その現実性も含め…。ごめんなさい、私ちょっと埼玉県的事情がよく分かってないもので。ここにはないわけですよ、県水は。</p>
委員	<p>はい。だから現在ある別所浄水場を特別償却して無償譲渡で企業局に移管する。そのことによって取水権も併せて譲渡されますから、取水権も何も問題なく現在の別所浄水場で動力費や色んな費用を全部県が持ってきて水が動くわけです、浄水できるわけですね。ですから、あそこに見える浄水場が、ちょうどここから見えるんですけど、タンクが。そこが埼玉県企業局という看板の付け替えだけでできるんですよというのが私の考えなんですね。</p>
会長	<p>そのときになぜ県が今までの県の単価で給水できるんですか。</p>
委員	<p>過去において埼玉県は、上里、本庄、児玉地域に、行田浄水場を作って水を送る際に、県南部の皆さんの安い水道料金と比べて高かったんですね。それについては県南部の皆さんと色々相談させていただいて最終的に統一料金、安い料金にして、今の料金体系になったということで、その当時関わった職員がそのような話をしているわけです。私たちは苦勞しましたが統一を実現しましたと。特に秩父は浦山ダムあり、滝沢ダムあり、企業局の水源でもあるわけですね。水源が荒廃するっていうことは水の荒廃につながるので、ある意味で言えばそういった投資を含めた形で負担、協力をいただけるという風に私は確信しているんですね。</p>
会長	<p>なるほど、その辺りいかがですか。</p>
事務局	<p>よろしいですか。</p>
会長	<p>はい、お願いします。</p>
事務局	<p>県の方針とすると、先ほどもお話ししました秩父地域1市4町が埼玉県の中でも一番始めに広域化したわけですけども、実際、他の地域については広域化が進んでいない状況、とりあえずは県</p>

委員	<p>内一本化するには、広域化をブロック毎に作って、最終的にはそれを一本にして県水にしましょうという県の考え方だと思うんですけども、その第一歩が秩父広域水道局で出来たということで、これから進んでいくと思うんですけども。</p> <p>そうになるとね、秩父広域が上手くいった良かった良かったって住民の方がそう言わないと、隣の本庄市や深谷市の方も広域化は良くないよと、私たちは広告塔になるべきなんですね。広域化して良かったということだと思うんですね。それが埼玉県全県の統一につながるということなんで、その良かった良かったという結論を出さないと。今の状況ですと「広域化しても料金上がって何もメリットなかったじゃないか」、「水道事務所が遠くなっちゃったよ」というだけになっちゃうんで。それは避けたいわけですね。県としてもそうだと思いますね。当然周りの市町村の方が聞きに来ますから。</p>
事務局	<p>一つに、広域化したことによって国の広域化の補助金を事業費の3分の1もらって更新事業も今までの3倍進んでいるような状況ですので、メリットとするとそういった補助金がもらえるというようなメリットがあると考えます。</p>
委員	<p>まあ私は水道を買っている側なんで、補助金をもらった、それは大変な成果なんですけどね。要するに成果は水道料金なんですよ、私たちはね。私は赤字で、今退職金の積み立てで補填しているんですよ、家計が。さらに上がると取り崩しが多くなっちゃう。だからこうなると広域になってちっとも良いことはないんじゃないかって、私みたいな住民はたくさんいると思いますので。そういう方が広域化はだめよ宣伝になっちゃうんで、確かに役所の中にいる方はそういったメリットは感じるんでしょうけれど、一般の方が感じるのはやっぱり料金なんですね。そこをやっぱり見ていかないと、常に住民説明会でやり玉に上がってしまう。</p>
会長	<p>はい、何かありますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>はい、お願いいたします。</p>
委員	<p>すみません。ちょっとよくまだ若僧で分からないんですけど</p>

	<p>も、そもそもが、各市町の首長さんが握手を交わして秩父でやりましょうって話のもとにこうした資料作りが始まっているわけじゃないですか。それをひっくり返しちゃうという風なことにちょっと聞こえてしまって、もうそこから先の話、自分この会議ではやっていることだと思うんですよ。それなので、作った資料を全部元にサラになっちゃうということになると、これ以上話が進まなくなっちゃうような気がして、出来れば、特に僕のスタンスでは、なるべく頼らずに自立していきたいという一人もいますので、戻しちゃうのか進めていくのか、差戻しみたくなっちゃうかななんて思ったので、そこを決めてしまった方が進むような気がいたしましたので。すみません、失礼します。</p>
委員	<p>当面はこの今日の会議の料金設定に戻して会議進めてもらった方がいいんじゃないですか。</p>
会長	<p>はい。そうしましたら一方で今の意見を踏まえて何か資料というのは作成する方向でよろしいでしょうか…出来るのかどうか。</p>
事務局	<p>ただ何もないものを試算するというのはちょっと、会長がおっしゃった通りだと思うんですけども。</p>
会長	<p>そうその、捕らぬ狸の皮算用と言いますか、それに当てはめて計算するというのは出来るといえば出来るけど、現実問題として、それが政治力じゃなきゃなんて話もあって、試算としてあまりそういう数字で作っても、ということですかね。</p>
事務局	<p>そうですね、秩父広域が一方的に作ったものを県に示してもという。</p>
会長	<p>その60何円というのは、一般的な制度的に考えれば用水供給なので、それに上乗せで結局この金額が乗ってくるというわけですよ。</p>
委員	<p>はい、そう。</p>
会長	<p>それでこれからいくら引けるかというだけの問題だから、ほとんど金額は変わらないんじゃないかと直感的には思うんですけど。むしろ投資しちゃっているんで二重にお金を払わなくてちゃいけないんで。一般的には受水すると水道料金って高くなるとい</p>

	<p>うのが私の率直な感覚なんですよね。で広域化して全部システムが一緒になって長いこと時間がかかると安くなったりもしますけれども。東京都も多摩を統一しましたけれども、そのときも基本的にはその後2、3倍料金が上がっているんですよ。まあ、70年代の話ですけど。一個にして用水供給にしたから直接安くなるというのはあんまり…。そういう効果というのは、全国的にどうですか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、すみません。ちょっと理解が足りていなかったら失礼しますけれども、先ほどのコメントを私なりに理解したのは、さっきの委員の話になっちゃうかもしれないんですけども、用水に切り替えるということよりは、今の秩父市さんの計画、設備とかシステムをそのまま、それを県に移管すると、今のシステムを県水としてやるみたいな何かそんなイメージなのかなと。なのでここは当然いろんな要因があってコストが高かったりとかありますけれども、それを県全体で薄めて負担しましょうと。</p>
<p>会長</p>	<p>なるほど。</p>
<p>委員</p>	<p>そういうことをやるべきじゃないかと、よりユニバーサルな形でという。今の制度設計上、市町村経営原則みたいなことで、地理地勢的な要素とかが色々まあ、こっちはどうだとかある中で、こっちはだから高いねとか、こっちはいいね安いね美味しいねとか色々ありますけれども、それを可能な限り県の中で、いろんな地理地形的な要素の差を県全体で吸収するような形にシステム全体をダイナミックに変えるような方向の要望とか、具体的なアクションをまずするべきというお話なのかなと。もし理解が違ったらすみません、そういうことなのかなと。何というか日本全体で考えたときに非常に重い議論だなと思いますが、まあ委員の話で、もしそこに入っていくと、この話はちょっと進まなくなると思うので、ちょっと私もどうしたらいいのかなと聞いていたところですかね。</p> <p>あとあのすみません。釈迦に説法になっちゃいますけれども、やはり日本全体とかマクロで見るとやっぱり水道はどうしても、大体どこの地域でも程度の差はありますけど、人は減って設備の再編統合はしていくとしても、やっぱりその老朽化したものをしっかり直していくということで、そのお金はかかっていくということになるので、程度の差こそありますけれど、どうしても値上がりという方向感としては、どの地域でもなってしまうというこ</p>

	<p>との中で、中々事務局さんも大変だと思いますけれども、やっぱりこの地域だけを見せられると他の地域はどうだとかいうのはやっぱり分からないので、広域化して値上げと、だったらなんで広域化に良い事あるんだという見え方しちゃうと思うんですけども、そこはどの道値上げだと広域化の良いところが見えにくくなるんだと思いますが、広域化しなかったらこれだけ値上がりになっちゃったんだけども、広域化してるのでこれだけに値上げ幅が収まっているんですよとか。そういう見せ方が上手にできればいいんだろうなと思いますけどね。何ていうか、秩父の中で閉じているという前提の中で、その中で広域的にやっていって値上げの上がり幅を抑えようという取り組みの内容については、非常に秩父地域は全国からも注目されているような先行的な地域だと思うので、その辺が上手に共有できるような形で議論が進んでいくと建設的なのかなと思いますけれど。</p>
会長	<p>なるほど。その辺り、今お話ありましたけれど、県に完全に一体化するっていう案でよろしいんですか。</p>
委員	<p>一体化は、私は無理だと思っていますし、先ほどもお話の出た県の生活衛生課の方もそのような事は考えていないようですね。一管理者、複数経営体、つまりブロック毎に料金は違いますという手法ですね。ただ管理者は一人ですよと、そういう考えなんですね。埼玉県の全県の統一、それを50年後にという事務局さんが言ったお話なんですね。ですからそのブロックの中の秩父は一つなわけです。ですからここで広域をやっていって隣の熊谷さんとかの料金でなくていいわけなんですね。ただ、あの供給を受ける水道水は同じように全県一律に県営の卸供給事業ですね、そこにやっていただければ。いずれ更新しななくてはいけない別所浄水場の全面更新費用は埼玉県全体で負担していただけるということで、私たちにとっては有難い話だと思っていますので、そういうことを含めて将来にわたって先ほど会長さんが言ったように、将来にわたってプラスになるのかマイナスになるのかを考えるべきなのだと思います、確かに。</p>
会長	<p>統一をしたときに私は関わっていないのであれなんですけれど、それは50年後に目指すということなんですか。</p>
委員	<p>それは埼玉県の水道ビジョンとして。</p>

会長	<p>で要するに今回ここで議論するのは5年後という令和3年から7年というスパンで議論するときに、そのシミュレーションをするというのが、中々難しいなと今感じましたけれども。</p>
委員	<p>そうじゃなくて、私たちのすべき方向を、前回の統合のときに示していただいて、県水の供給を受けましょうということで目標を水道局さんに提示いただいたわけですからそれを守っていただきたい。で5年後の現状を見てさらに一步進んだこの料金改定でその方向性を導けなければ実現はしないんで、こういう機会は滅多にないんでそういうことを是非やっていただきたいということなんですね。</p>
会長	<p>ちょっと計算する立場になってふと考えると、例えば40年後くらいから料金が統一されていくみたいなイメージのシミュレーションになるんでしょうかね。</p>
委員	<p>ん？</p>
会長	<p>その5年以内に統一するという話ではシミュレーションできないのかなと今思ったんですけど。</p>
委員	<p>5年後は私は…。</p>
会長	<p>それどうなんでしょう。いやちょっとその辺り分からないので。</p>
委員	<p>あのシミュレーションというか、ここの審議会の役目があって、最後に県水の方に入るって要望の中に入れる事は出来るかもしれないけど、それは県の問題なんで、ここの審議会の問題じゃないですよ、取りあえずは。我々の役目は5年間の料金を決めるということなんだから、それに特化して。あと今のお話の下がることは我々にとっても有難いことなので、要望として最後の中に入れるというのが。間に合わないですもんね、だって。</p>
会長	<p>この令和3年というスケジュールですので、2年後にという。元々そういう約束だったのかちょっと分からないもので。ただ、いずれにしてもその時の話があったんだからそれを踏まえて考えて、次の一步を踏まえた答申にすべきだということによろしいでしょうかね。</p>

委員	<p>はい、だからこの5年間でできたことをきちんと明示していただいて、それを踏まえて今後5年間どのような取り組みをしていただくかということが責任ある、それによって5年後の水道料金が変わってくる可能性もあるということを含めていただければと思いますね。</p>
会長	<p>はい、それでよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
会長	<p>はい、ではその統合の時の経緯も踏まえて答申をきちんと作成していくという方向でお願いいたします。その、超長期というか、次のステップは今のその方向でということをお願いしたいと思います。</p> <p>より直近のと言ったらあれですけども、令和3年から5年間に関しまして、ご提案いただいていたのが17.91%ということですけども、これで何かご意見あるいは、まだ中々理解できないところでご質問ある方いらっしゃればご質問をと思っておりますけれどもいかがですか。</p>
委員	<p>ちょっと一点よろしいですか。</p>
会長	<p>はい。お願いいたします。</p>
委員	<p>17.91 でやった場合に市町によって大分違うわけですよ、上がり方がね。例えば小鹿野は48%上がるわけで、これって住民の方の影響というのは大変なものがあると思うんですよ。ですからそれぞれの市町毎にソフトランディングするようなそういう施策とセットで料金の改定をしていくというようなことじゃないと、本当に住民の方に対する影響って大きいと思うのでそこを是非考えていただきたいですよ。</p>
会長	<p>そうですね。この審議会の役割としては、この広域組合の審議会ですので、先ほど県の方に口出せないということと一緒に、各市町村に対してこういうことをやれというのは直接にはできないと思うんですけども、構成市町村ですから。それこそ具体的な要望として答申に入れていくということはあるんじゃないかなと思いますけれども、それはどうですか。</p>

事務局	問題ないと思います。
会長	<p>そういう答申のまとめ方と言いますか。ただまあ、それが実現するかどうか。そちらにも議会の議員さんもいらっしゃるから、こちらの答申は中々難しいと思うんですけども、やっぱり激変緩和というような内容でしょうかね。</p> <p>その辺りはみなさんいかがですか。具体的にどんな形になるかはもう本当に、こちらでは中々分からないと思うんですけど。</p>
委員	<p>小鹿野町ですけれども、やはり相当厳しい状況でございますので、いかに住民の方に説明を細かくしてもらいながら話したいと言いますか、そういうような所も思っていたくような方向で進めていただきたいというようなことは答申の中にも入れてもらえば有難いと思います。</p>
会長	何かございますか、事務局の方。
事務局	<p>そうですね、答申としてはそういった部分をきちんと皆様のご意見として反映して管理者の方に提出できればと考えております。</p>
事務局	<p>審議会の内容につきましては、議会毎に広域の議員さんの方に説明と、各理事にも内容について説明しておりますので、その辺はしっかりとやっていきたいと思っております。</p>
会長	その他何かございますでしょうか。
委員	いいですか。
会長	はい。
委員	<p>だから今その話出ましたけど、各自治体の状況をよく住民に説明した方がいいですよ。実際自治体によって設備投資している所があるわけで、これからという所もあるわけですよ。これから更新していった色々な資産が発生していくわけですから。それに対してどのくらいの負担が必要かということの説明しないと。まあ説明して統一料金というのが一番ベターなんですよね。それはだからさっき言ったように、住民の方が理解していないから、自分の自治体の水道の状況というのか、設備が一体どのくらいになっ</p>

	<p>ているのか、老朽しているのか、どのくらい更新しなくちゃいけないのか、そういう状況の把握を恐らくしていないんじゃないかなと私は感じていますがね。そういう状況を踏まえた上で、本来は首長の方たちはそういうことで同意して広域化ということを図ったんでしょうけど、その辺が住民に対してまだ理解度が低いかなと。そういうことからすると、今言ったように広域化をして料金が上がったんじゃないかと困るとかそういう、じゃあどうしてその料金を設定しなくちゃいけないかという説明が必要になってくるんだと思うんですけど、その前の前提として、今の水道が実際、各自治体で成り立っているのか成り立っていないのかという根源の問題があるんじゃないかなという気はしていますけどね。住民からすると確かに料金は上がってほしくないですよ。ただ、水道は蛇口をひねればすぐ飲めるという状況、意識は昔からあって、私は子供のときは井戸水飲んでいました。それから自前の水道を飲んでいました。そして今度は公共の水道になりました。そういう人生を踏んできましたけれど、じゃあ公共にした場合に、じゃあ実際どのくらい投資があって、どれくらいでないとやっていけないという、何でもそうだと思うんですけど。その辺の理解度を、ある程度分かっていただくような説明をしていった方がいいんじゃないかなと思いますけれど。</p>
会長	<p>その辺りは統合のときなんかも恐らく、資産の状況なんていうのは整理されているんじゃないかと思うんですけども。これまでの説明とか今後の説明の予定なんていうのはどんな状況なのかを、どなたか。</p>
事務局	<p>住民説明会ですか。</p>
会長	<p>資産の状況などを統合の時には説明というか、どこが結構古くてとか、1回目か2回目の資料ですね、説明はいただいていたと思うんですけども。要するにそれが全然あれですよ。</p>
委員	<p>もうちょっと理解度って言うんですかね、実際今の状況はどんなのかという現実的な状況が把握し難いというかな、それがあったんで。住民の人はそういう風に感じているんじゃないかと思うんですけどね。</p>
会長	<p>その辺りいかがでしょうか。</p>

事務局	施設の健全度ですとかそういった部分で、資料等も統合当時もこういったものは出してはいるんですよ…。
会長	ちょっとお待ちいただいていいですか、今回答を。
事務局	はい、すみません。
会長	はい。
事務局	<p>そうですね、広域化の時も住民説明会を行っているんですけども、その時に単独のままで行くと施設がどんどん古くなっていくということで、数値で表しているんですけども、秩父地域全体ですと、浄水場とかの施設、あとは構造物っていうのがあるんですけども、それは32%がもう老朽化していると、で団体毎に見ると秩父市は27.5%が老朽化している状態なので、すぐにでも更新しなければいけないということですね。横瀬町が34.5%、小鹿野町は43.5%、で皆野長瀬が34%ということで、もう3割以上はすぐにでも更新しないと水を送れなくなってしまうというような状況です。ということは説明していますので、今度の料金改定でももちろん、この辺りはしっかり伝えるように資料作りを進めていきたいと思っています。</p>
事務局	<p>今現在も水道だよりを定期的に出しまして水道の状況をお知らせしているんですが、まあその辺の周知が足りないというご指摘だと思いますので、さらに努力をしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>広域化して投資をしていくと、そういうのは少しずつ健全なものになっていくという理解でよろしいですか。</p>
事務局	<p>そうですね、おっしゃる通り大量に県から補助金をいただいていますので、建設改良費も2.7倍、30年度の決算値だと出来ている状況ですので、そうすると格段に健全度も上がってきています。その辺の数値、今日お見せ出来れば良かったんですけどもありませんので、ただ広域化した方が…。</p>
事務局	<p>今日資料8で、そういった内容につきましては提供させていただいております。資料の一番最後ですね。資料8の3ページ目になります。更新計画に基づく健全度の推移予測ということで、こ</p>

	<p>のまま更新をしない場合、ブルーの棒グラフが健全な状態、黄色の部分を経年化してしまったもの、これ耐用年数の1.5倍以内のものということになります。でそれ以上になってしまったものを老朽化したものとしてピンクで表示してありますので、更新をしていくことによりましてブルーの部分が今後増えていくという風な予想になっております。でその裏が管路の健全度の予測ということで、示させていただいておりますので、こういった資料を中心に今後も住民の方に対しての説明をさせていただければと考えております。</p>
会長	<p>はい。ということですがこの件について何か他にございますか。</p> <p>(なし)</p>
会長	<p>なければこういったことも答申に盛り込みつつ、しっかりと説明をしていくという方向で進めていきたいと思っております。</p>
委員	<p>はい、いいですか。</p>
会長	<p>はい、お願いします。</p>
委員	<p>このケース④を見ると、1市4町の中で小鹿野町が極端に試算が増えるわけですよ、皆野長瀬はマイナス1.47で今より安くなるっていうことなんですけれども、この小鹿野町の場合が特出していますよね、1町だけね。だからここを何とかしないと思うんですね、これがちょっとネックになる。その辺をどうしていくかというのが一つの問題かなと思います。</p>
会長	<p>何か、ありますでしょうか。</p>
事務局	<p>確かに元々の料金設定が小鹿野町さんの場合は低かったのでもういった数字になってしまっています。ですので住民の方の感情としましてはやはりなるべく低めの設定ということが望まれると思います。ただし、水道事業を行っていく上で、今秩父広域として統一した事業体になっていきますので、特別にということも中々難しいと思います。そうしますと、やはり小鹿野町における政治的な判断、そういったものを答申の中に、皆さんの意見として盛り込んでいくということも一つの手なのかなと考えます。</p>

委員	はい。
会長	はい、お願いします。
委員	私も生活困窮者なんですけれども、現時点でそういった生活困窮者に対する料金減額制度等はお持ちなんでしょうか。
事務局	秩父広域の場合はそういった制度はございません。
委員	今後これだけ料金を将来も上げていかなくちゃいけないという時点でやはりそういった、今消費税でも色々生活弱者に対してはいろんな手当をしていますよね。やはりもうこれからは公共料金を値上げするためには何らかのことをしていけないと理解を得られないということも。生活に困っている方がいらっしゃるんですね、特に小鹿野町なんかではそれこそ3万ちょっとの年金の一人暮らしの方がたくさんいるわけですね。もう自衛手段で裏山の沢の水を飲んでいると。そうせざるを得ない状況があるんで、そういった人を救う減額制度を、まあその財源はどこかと言ったら経営努力の中で生み出してほしいんですけど、そういったことも検討すべきだと思いますね。
会長	その辺はどうでしょうか。
事務局	福祉的な立場からということになりますかね、そうしますと。
委員	まあそういうことも考えられる。ただ他の行政に依拠するんじゃないくて、自分たちの贅肉を切ってそれを実現しましょうと私は提案しているんですね。自分たちでできることをやりましょう。
会長	私の立場で発言するのもあれなんですけれども、その場合はその他の方が負担するというところにしか計算上はならないですよ。
委員	ん？
会長	要するに普通に水道料金を払っている人が、その分を負担するという計算にしかならない。

委員	うん、計算上はそうかもしれないですけど。
会長	<p>だからそうするとその他の普通に払う人、それから料金単価が高いのは企業ですので、そうした飲食店ですとか水を多く使っているような方がそれを負担するという計算にしかやっぱりならなくて、これはまあ全国的にそうなんですね、水道を考えると。でまあそれが上手くいかないの税で負担を軽減していたりするというケースっていうのは割と見られはしますけれども、中でということになると計算上そうっちゃうという、会計のしくみなもので、ちょっとその辺りはどうお考えなのかというのは、割ときちんと議論しておかないと後々「その分はこっちに乗っているのか」というような議論になるとちょっと困るなと思いますけれども。その他の方がいいがでしょうか、その点については。</p> <p>先ほどの激変緩和何なりというのは、まずは構成市町村の方にもしっかりと支援をお願いしようという答申の線は一方であるということだと思っんですけど、いかがですか。</p>
委員	<p>そういう問題は福祉的なサイドからの話になる場面が多いので、水道そのものというのは少し厳しいんじゃないかなと思うんですけどどうなんですかね、その辺は。</p>
会長	<p>どうでしょう、ケースバイケース、こればかりは本当に計算してみないと分からないということかもしれませんけども。感情的には中々、その分1円でも多分他が高くなっているということになると、どうなのかなと思いますけれども。</p>
委員	<p>あの、限られているので、全部まだ資料説明いただいてないような気がするんですけども。</p>
会長	<p>大体、ここが今日は中心ですので。</p>
委員	<p>これでよろしいんですか。あとは個人個人が見てほしいということなんですね。</p>
会長	<p>あっ大丈夫です。まずはほとんどこれが中心で。今日これが出来れば、この点については大きな方針を決めさせていただいて、答申の作成の方に移っていきなきゃいけない時期でございます。これが幅がありすぎると作成ができませんので、事務局としてはこの数字でまずは料金の、次の体系の話、実際の料金表の話に移</p>

	<p>って、それを踏まえて答申書を作成しつつ次回の審議会に備えたいということで、ここで議論させていただいているんですけども。</p> <p>そうしましたら次に料金体系について試算したものがございますので、まずは 17.91 という事務局案を今いくつか出た意見を踏まえつつ進めていくということで次に進めさせていただきたいと思っておりますけども、それでよろしいでしょうか。</p> <p>(なし)</p>
会長	<p>それではそのような形にさせていただいて、資料まだ残りがあるのでですね。</p>
委員	<p>あつすみません。この案に反対とかという意見は採らないんですか。反対、中立、賛成という、このケース④に対する。</p>
会長	<p>決を採るといことですか。</p>
委員	<p>ええ。私はこの④は反対なんですね。</p>
会長	<p>そうするとどれに。</p>
委員	<p>理由は簡単なんです。私は以前、5 年前に小鹿野町の水道料金の値上げの審議委員をさせていただきました。その時に小鹿野町は最大で 43%の値上げが適当だろうという答申を出した審議委員なんですね。ですからケース②であれば、43%以内に収まっていますので賛成なんですね。かつ秩父市さんも同じ頃に水道料金を改定いたしまして、当時 35%の答申を出したときに、それでは高すぎるという意見が出まして 17.5%に半減して値上げをしたと。そういう経緯から見れば、ケース②は 17.5 以下、ケース④でも 17.62 ですからほぼ数字的には差はないんですけども、私はケース②の案は賛成しますども、ケース④は反対という理由です。</p>
会長	<p>なるほど。ケース②とケース④だと何が変わってくるのかということちょっと。</p>
事務局	<p>そうですね。ケース②の場合ですと、料金算定期間内でありまして令和 3 年から令和 7 年度までの間に損益で赤字が生じてしまうと。料金改定をしたにも関わらず赤字が出てしまうというお話に。</p>

委員	<p>赤字を出さないのは公営企業なので、投資を減らせば赤字は出ないので。赤字が出ない運営っていうのは、行政機関であれば税金によって運営するから赤字が出ない。まあ予算の範囲内ということで経営をやっていただければいいので、この金額を決めたら5年後は大きな赤字ですよということではないと思うんですね。一つの工事を1年ずらしていけばいい話なので。</p>
会長	<p>その件についてはどうですか。要するにそうすると老朽化の健全度は下がっていくので。</p>
委員	<p>そうですね。</p>
会長	<p>古いままで仮に事故があったときとかに、中々この立場でぱっとじゃあそうしようかって、先送りしちゃえて中々僕の立場ではちょっと思えなかったものですから。</p>
委員	<p>ですから私はこの④のケースでは反対しますということを表明させていただきたいんですね。</p>
会長	<p>その辺りは最終的に答申書をまとめていくような段階ではその少数の意見であるとかいろんな意見を踏まえる必要があると。とりあえず答申書を作成するという作業に入らないと間に合わないということですので、ケース②、ケース④辺りを念頭に、まずはケース④を作りながら、これら少しの差でもありますので、計算上は大きなしくみは変わりませんので、それで今のご意見を踏まえつつケース④でまず作成させていただくのはよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>作成していただいても結構ですが、そういう意見もありましたということも含めて作成してください。</p>
会長	<p>分かりました。その根拠というのが以前の、大体これくらいでというそれぞれの構成市町の審議会に出ていたということですね。その辺りは確認をしてよろしくお願いします。</p> <p>では、その意見というのは尊重させていただくこととしまして、ケース④を前提に答申書の作成の方は進めさせていただきたいと思います。それでそのあとに続くということだと思えますけれども、次の資料の説明をお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>((2) 料金体系について説明)</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは時間も短くなっておりますので、この資料5については先ほどの平均改定率が定まってこないこちらでも定まってこないということなんですけれども、捉え方としましては、前回お話しあった通り、均一料金というところまではいかないけれども、若干、大量使用者との間の格差というのを減らすということになりまして、逡増度を下げる。また基本料金については少し回収する率を増やささせていただくという案でございました。その結果こういう数字になるという資料でございますけれども、何かご意見ありますでしょうか。次回これについてはさらに詳しく資料を作るとは思いますけれども、今この段階で質問とかコメントとかありましたらお受けしておきたいと思っておりますけれども。</p>
<p>委員</p>	<p>ちょっと一点。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。お願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>ぜひ検討してほしいことがあるんですが、私あの会社の工業部会長という立場で出ているんですけれども、やはり大口の企業の水道料金の負担というところからいってはおそらく100万単位で1か月に増えてくるとか、そういうところも出てくると思うんですね。ぜひ大口の利用者に対する特別料金制度のような制度を検討していただけないかと、例えば大分市とか千葉県の流山市とかその辺はそういう制度を採っていて、個別に契約を結んで認定していただいて、そういう形にするという内容らしいんですけれども、その辺も調べていただいて500立方メートルを超えるというような大口の利用者に対して特別の料金制度というそのスキームも是非検討していただきたいという風に思います。それが一点。</p> <p>あともう一点は議論が元に戻ってしまうんですが、この案のケース④ですか、0.25%で今検討を進めているところなんですけれども、例えばこれ0.2とか0.15とかそういうケーススタディというのはないんでしょうかね。なんとなく0.5下がると1%くらいアップ率が下がるような感じがするんですね、見てますとね。我々審議委員も事務局が出してきた案をそのまま、まるで鵜呑みにしていいよというのではなんで出てきたんかいということもあるので、是非もう少し小刻みにして若干でも下げるというような方策</p>

	とか案というのを検討していただければと。恐らくそれはその数値を変えるだけでなく数字はぱぱっと出てくると思うんで、ちょっとそれをお願いしたいと思います。
会長	個別需給の契約制度でよろしいですね、既存の過去の平均以上を使った場合に従量料金を値下げするというパターンですよ。大分とかっていう…。
委員	えっちょっと、もう一度。
会長	流山とかっていうのは、ある一定程度今まで以上に使った分について安くするという制度でよろしかったですよ。
委員	流山の場合には、例えば 500 立方メートル超えた部分については特別に安くしてやるとかですね、ちょっと内容が違うと思うんで。
会長	そうですね、それぞれなんですけれども。
委員	ちょっと大分と流山の例を調べていただければ分かります。ここに私資料持っていますのでコピー差し上げても結構ですが。お願いします。
会長	それで 2 点目は計算をもう少し細かくという。
事務局	そうですね。料金算定期間内が令和 3 年から令和 7 年までの間で、こちら側としては黒字を出すということは前提としたいなと考えているんですけれども、その中でなるべく下げるということでよろしいでしょうか。
委員	そうですね。だからまあさっき言った 0.2 と 0.15 辺りをちょいと計算してもらって、提示していただければと思いますけれども。お願いします。
事務局	はい。
会長	それは先ほどあった話とリンクしてくると思いますけれども。 その他いかがでしょうか。今色々前の段階でも議論が出ており

<p>会長</p>	<p>ますのでそれを踏まえて再度提案を作成していただきまして、次回、より進んだ形で議論させていただくというように進めて参りたいと思います。</p> <p>資料 6 の方に進みたいと思います。</p> <p>(資料 6 について説明)</p> <p>これは前回あった要望に基づいた試算、現状のケースというのはこうになってしまうということだと思いますけれども、何か質問とかありますでしょうか。</p> <p>(なし)</p>
<p>会長</p>	<p>なければ続きまして最後の資料 7 の方に。</p> <p>(資料 7 について説明)</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。ちょっと私の議事進行が上手くいきませんで時間を超過しておりますので、最低限コメントがある方に止めさせていただきたいと思いますが、もし何かございましたらよろしくお願いたします。</p> <p>(資料 8 は? という声あり)</p> <p>(資料 8 について説明)</p>
<p>会長</p>	<p>はい、何かご意見等ありましたらよろしくお願いたします。</p> <p>(なし)</p>
<p>会長</p>	<p>なければ今回の資料についてはここまでとさせていただきたいと思います。次回以降の審議会の進め方ということでございますが、審議会のスケジュールからしますと、次回には答申案の審議に入ることが望ましいだろうという風に思います。先程申しましたけれども、今回のケース④というのをベースに、それにプラスしてもう少し考えるものでございます。それを踏まえて、かつ、料金体系につきましては、企業、大口の件も踏まえて、基本料金の負担を増やし、従量料金の逡増度を少し引き下げるといような案をベースに、答申案を作成し、次回審査させていただければ</p>

	<p>という風に思っております。そのような形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
会長	<p>それでは、そのように次回におきましてはこれまでの皆さんの意見を踏まえまして、私と事務局で調整させていただきまして答申案を資料提供させていただきたいと思います。</p> <p>続きまして事務局からお知らせをお願いします。</p>
事務局	<p>まず、次回審議会の予定なんですけれど、10月30日金曜日を予定しております。時間は午後2時30分からを予定しておりますので、また改めまして通知の方はお送りさせていただきますのでよろしくをお願いします。</p>
委員	<p>場所はどっち？場所は？</p>
事務局	<p>場所は、今度は消防本部4階講堂になります。</p> <p>それと前回研修会ということで水道局の方にお越しいただいた方いらっしゃいまして、また不明な部分ありましたら、私ども対応させていただきますので、連絡をいただければと思いますのでよろしくをお願いいたします。以上でございます。</p>
会長	<p>議事については、以上となります。今回時間超過いたしまして大変申し訳ありませんでした。ご協力ありがとうございます。事務局にお返しいたします。</p>
事務局	<p>はい、会長、それから委員の皆様には、長時間お疲れさまでございました。以上をもちまして、本日の議事は全部終了となりますので、審議会の方はこれで終了させていただきます。委員の皆様のご協力大変ありがとうございました。</p>

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年10月30日

署名委員 富田 陽子

署名委員 浅見 勇